

令和4年度 第3回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1 出産育児一時金の額の改正について	1 頁
--------------------	-----

1 出産育児一時金の額の改正について

(1) 出産育児一時金及び産科医療補償制度とは

ア 出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が出産したときの経済的負担を軽減するために一定の金額が支給される制度で、その支給額については、条例で規定している。

イ 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償、脳性麻痺発症の原因分析と再発防止、医療事故での紛争の防止・早期解決を図るための制度で、その支給額（掛金）については、出産育児一時金の加算額として規則で規定している。

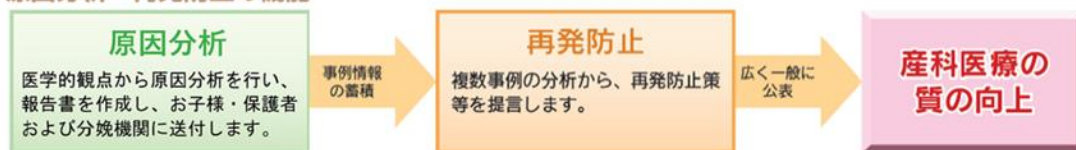
補償の仕組み



- ※ 1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。
- ※ 2：運営組織にて補償対象と認定されますと、運営組織が加入分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われます。

- ◎この制度は分娩機関が加入する制度です。
- ◎加入分娩機関で出産された場合（22週以降の分娩）には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

原因分析・再発防止の機能



◎原因分析・再発防止は、保険者から支給される掛金等で運営されています。

(2) 改正の概要

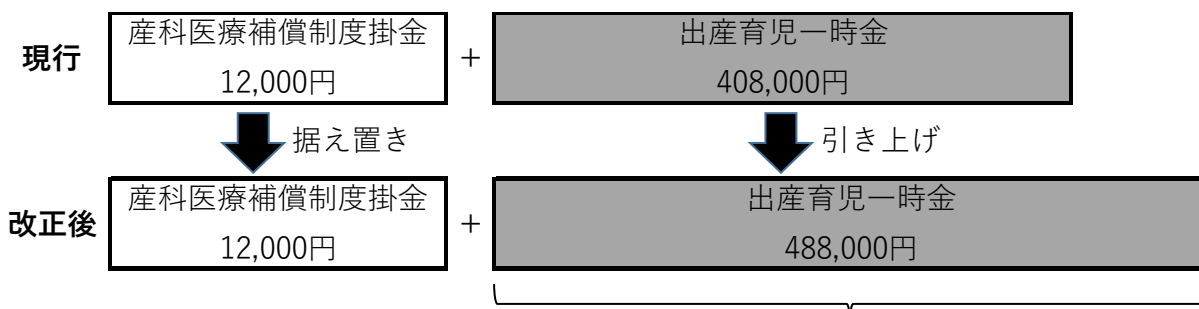
産科医療補償制度の掛金及び出産育児一時金の額

現行

- ・ 出産育児一時金基本額 408,000 円
- ・ 産科医療補償制度掛金 12,000 円 合計 420,000 円

改正後

- ・ 出産育児一時金基本額 488,000 円
- ・ 産科医療補償制度掛金 12,000 円 合計 500,000 円



出産費用の平均額の推計から 8 万円を引き上げ

(3) 「稲沢市国民健康保険条例」の一部改正(案)について

別添「新旧対照表」のとおり

— 参考資料 —

- ・令和3年度 出産費用の状況(都道府県別)
- ・令和4年度 出産育児一時金の県下の状況

新旧対照表

稲沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の稲沢市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。</p>

令和3年度 出産費用の状況（都道府県別）

公的病院・正常分娩 都道府県別出産費用

（単位：円）

都道府県等	平均値	中央値	都道府県等	平均値	中央値
全国	454,994	453,140	三重県	421,209	416,000
北海道	405,140	412,000	滋賀県	475,726	481,000
青森県	407,035	418,285	京都府	427,939	418,955
岩手県	465,266	469,175	大阪府	419,387	431,280
宮城県	487,647	496,900	兵庫県	456,331	459,010
秋田県	427,650	430,446	奈良県	369,287	381,660
山形県	480,148	481,625	和歌山県	402,503	396,443
福島県	436,674	439,440	鳥取県	357,443	359,273
茨城県	501,889	508,410	島根県	421,378	443,966
栃木県	454,439	471,322	岡山県	448,632	452,215
群馬県	455,608	462,785	広島県	462,797	469,710
埼玉県	461,505	475,000	山口県	405,903	407,660
千葉県	474,843	482,000	徳島県	448,291	449,232
東京都	565,092	560,540	香川県	438,083	443,160
神奈川県	504,634	505,955	愛媛県	424,054	436,080
新潟県	486,825	487,625	高知県	388,711	391,500
富山県	439,657	458,460	福岡県	419,062	433,630
石川県	430,063	419,970	佐賀県	357,771	367,558
福井県	401,865	409,470	長崎県	411,787	416,820
山梨県	453,721	437,800	熊本県	401,755	399,980
長野県	470,033	468,435	大分県	391,472	391,870
岐阜県	415,198	427,040	宮崎県	401,222	406,520
静岡県	437,209	433,090	鹿児島県	403,693	398,474
愛知県	456,794	451,185	沖縄県	367,318	389,200

※室料差額等を除く

令和4年度 出産育児一時金の県下の状況

市町村名	出産育児一時金	産科医療補償制度分	合計	備考
名古屋市	408,000円	12,000円	420,000円	
稲沢市	408,000円	12,000円	420,000円	
豊橋市	408,000円	12,000円	420,000円	
岡崎市	408,000円	12,000円	420,000円	
一宮市	408,000円	12,000円	420,000円	
瀬戸市	408,000円	12,000円	420,000円	第一子の場合は50万円（支給条件有）
半田市	408,000円	12,000円	420,000円	
春日井市	408,000円	12,000円	420,000円	
豊川市	408,000円	12,000円	420,000円	
津島市	408,000円	12,000円	420,000円	
碧南市	408,000円	12,000円	420,000円	
刈谷市	408,000円	12,000円	420,000円	
豊田市	408,000円	12,000円	420,000円	
安城市	408,000円	12,000円	420,000円	
西尾市	408,000円	12,000円	420,000円	
蒲郡市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
犬山市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
常滑市	408,000円	12,000円	420,000円	
江南市	408,000円	12,000円	420,000円	
小牧市	408,000円	12,000円	420,000円	
新城市	408,000円	12,000円	420,000円	
東海市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
大府市	408,000円	12,000円	420,000円	
知多市	408,000円	12,000円	420,000円	
知立市	408,000円	12,000円	420,000円	
尾張旭市	408,000円	12,000円	420,000円	
高浜市	408,000円	12,000円	420,000円	
岩倉市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
豊明市	408,000円	12,000円	420,000円	
愛西市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
清須市	408,000円	12,000円	420,000円	
北名古屋市	408,000円	12,000円	420,000円	
あま市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
日進市	408,000円	12,000円	420,000円	
弥富市	408,000円	12,000円	420,000円	
みよし市	408,000円	12,000円	420,000円	
田原市	408,000円	12,000円	420,000円	
長久手市	408,000円	12,000円	420,000円	